

後期中世カスティーリャにおける都市と水

—— 水をめぐる王権・貴族・コンセホの権力構図 ——

マリア・イサベル・デル・バル・バルディビエソ

(大原志麻・村上司樹 訳)

要 旨

後期中世カスティーリャにおいて、都市は重要な地位を占めた。国政面で王権を支えたばかりでなく、地域レベルでも公共善の守り手として、その統治機構（コンセホ）は幅広い民衆に君臨する。水がそこで果たした役割は大きい。洪水や汚染で害をもたらすと同時に、生活用水や水力利用の面で欠かせない水は、それゆえ公的統制を必要とし、コンセホ権力を強化する一方で、また公正な統治者たることを義務づけもしたのであった。

キーワード：後期中世，都市，水，公共善，コンセホ

解説

以下は2006年7月28日（金）、大阪市立大学大学院文学研究科で行われた講演の翻訳である。本講演会はスペイン文化省と日本の大学間における文化協力協定であるグラシアン基金の支援を得て、大阪市立大学大学院文学研究科COE／重点研究の一環として開催された。

講演者のデル・バル・バルディビエソ氏は現在バリャドリッド大学文学部教授、15世紀カスティーリャを専門とする中世史家であり、その研究テーマは、政治史、女性史、文化史など多岐にわたり、これまで数多くの国際学会で発表報告をおこなっている。また、スペインの諸大学をはじめとして、フランスのCNRS [フランス国立科学研究センター]、ストラズブール大学、さらに他のヨーロッパ諸国や南米諸国の大学でも客員教授を務めるなど、国際的に活躍されている研究者である。

同教授の研究は、第一にはイサベル女王に関連した業績が挙げられる。博士論文『カトリック女

王イサベル。王位継承者期（1468-74年）¹⁾を嚆矢として、15世紀末のカスティーリャ王国全体にかかわる政治史について、多彩な論考を発表してきた²⁾。また同時に地域レベルの視点から、中世後期のカスティーリャ社会をめぐって、その社会組織や権力闘争、都市構造などについても焦点をあてている。たとえば「寡頭支配層対民衆。カスティーリャ都市社会におけるレヒミエント制勝利の社会的帰結」³⁾、「後期中世カスティーリャ社会における都市の伸張と王権の介入」⁴⁾、「中世ブルゴス司教区における社会的転換と都市権力闘争」⁵⁾、「15世紀カスティーリャにおける社会闘争」⁶⁾などがそれにあたる。

近年では科学技術省、教育文部省の助成を受けて、さまざまなプロジェクト内で研究に取り組み、とりわけ中世都市における水の役割に注目している。この分野の際立った業績を取り上げるなら、『中世後期カスティーリャにおける水の役割』⁷⁾、『中世カスティーリャ都市における水の関連史料集』⁸⁾、『中世スペイン都市の水利用』⁹⁾、『中世都市における水を糧とした生』¹⁰⁾、

「15世紀スペインの水」¹¹⁾、「後期中世カスティーリャ都市における水利の考察」¹²⁾、「なぜ今日中世の水問題を研究するのか」¹³⁾が挙げられる。

われわれが同教授の来日を機に文学研究科での講演を依頼したのも、こうした研究に関心をもったからである。本研究科では2005年3月、COE／重点研究の一環として「水の都市文化」というシンポジウムを開き、水を主題に東西の都市文化を比較史的に考察した。しかしその折には、適任者が得られなかったため、西欧において独自の「水の文化」を発展させたスペインについて報告をえることが出来なかった。同教授の来日は、したがって、このシンポジウムを補い発展させるよい機会と判断したためである。

なお、当日は筑波大学の宮崎和夫氏にコメントを依頼し、本講演の舞台となる中世末期カスティーリャの歴史的・地理的背景を語っていただいた。（大原志麻・大黒俊二）

はじめに

14・15世紀のカスティーリャにおいては、政治や社会経済など、さまざまな分野で、都市の活躍がめざましかった。至上権は国王に帰するというのが原則だったが、同時にまた、重大な権限が貴族の手に握られていたことも疑いない。なぜなら王は、貴族の政治参与なくしては、統治できなかつたからである。そして都市も、このころには、国王の政治生活にさえ容喙しうるほどの、確固たる地位を築いていた。それはコルテス、すなわち王権が国家統治に役立てようと目論んだ、あの身分制議会からも明らかである。事実コルテスには、国王の召集した諸都市が、聖俗貴族と肩を並べて参集した。これらの都市は、たしかに国王に直属して（つまり貴族や教会ではなく国王の領主権に服して）、王領地のなかでも抜きん出た存在であり、それゆえ数こそ限られていたものの、コルテスに席を占めることで、王国規模の政治問題にも口を差しはさんだ。なによりこうした議会という場で、個々に請願を提出して、自らの都市と都市住民を擁護できるようになったのである。王権の側

でも、臨時税の取り立てには都市の協力が不可欠だったから、なんらかの方法でその要求を満たさねばならなかつた。それに貴族や教会と対抗しつつ権力を保つためにも、都市の助力を得て、地歩を固めておく必要があつた。

こうした状況をかんがみれば、都市とその統治機構であるコンセホ¹⁴⁾、およびそこに集う人々が力をもったことは明白である。このコンセホを構成したのは、役職がら裁判権を持つ者、都市政府から直に任命された者（レヒドールといい、それゆえレヒドール制はコンセホの中核を成すと考えられる）¹⁵⁾、政治的な決定権を欠く、その他の、より下位の役職者たちであつた。コンセホの上には国王や聖俗貴族など、上級領主の君臨するのが常だったが、中世末期には彼らも特権の大半を放棄し、レヒドール制に道を譲っていた。もっとも貴族とは異なり、王権だけは、さまざまな方法で存在を維持する。たとえば前述のレヒドール制は、〔もとはといえば王権が導入したものであって、〕都市に同職の設置を強いることにより、のちにコレヒドールが¹⁶⁾、都市議会の議長として、これを代表するという事態へと道を開いた。にもかかわらず、後期中世のコンセホが発揮した指導力や決定力は、依然として強大なものであつた。前述のとおり、コンセホとは、真の権力機構だったのである。

ところで都市政府といっても、そこに暮らす人間の誰もが、責任ある地位に就きえたわけではないことを忘れてはならない。ふつうこうした役職は、寡頭権力者とその縁者、つまりは社会の支配層によって独占されていた。要するにコンセホとは、限られた親族集団の手中にあって、それ以外の地域住民に君臨する統治機構なのである。

また一方、たいていの場合、都市は、「周辺領域tierra」と称する一定の空間を擁し、そこに権力と権威をおよぼしていた。周辺領域には相対的に人口の少ない集落が複数あつて、都市的中心地の領主権に服した。この領主権は住民の活動に規制を加えたり、何かにつけて貢納を課すことで、彼らに都市の力を思い知らせるのであつた。

最後に想起すべきは、すべての都市的中心地

が、字義通りの都市ではなかったという事実である。都市の条件を完備したものは一部にすぎず、しかも大半が「村villa」という言葉で表現された。ただ、このような表現は理解に差し支えるため、この講演では語義を広くとり、厳密には都市といえない場合でも、都市的中心地は「都市ciudad」と呼ぶことにする。

以上、ごく短いものではあるが、全体に関するこのような説明をもって序論に代え、ここからは本講演の主題に入りたい。

1. 都市における水の役割

中世都市において、水がもっとも重要な要素であったことに議論の余地はない。それはきわめて多彩な細事に至るまで当てはまる。このうちひとつは忘れられがちなことだが、あらゆる空間の特定に際して、水が境界標として用いられたという事実である。実際、所有地や家屋、飛び地など、さまざまな物件の所在を指し示すのに、人々は流水、泉、あるいは川岸を頼みとした。水が共同体の生活に強いインパクトを与えていた以上、水のそうしたはたらきは万人の認めるところであったに違いない。

たとえば都市領域の輪郭は水によって目に見えるものとなったし、発展や特定の活動に供しうる空間も、具体的には水で示された。水は隣り合うコンセホ同士が、互いの領域を画定するうえでも役に立った。だから15世紀末、コンセホ間で境界線を引く際には、互いを隔てる標識として、あるいはまたコンセホ領域の界標として、河や泉など、さまざまな水に言及した例が、しばしば看取されるのである。

都市とその住民が存続して経済発展を遂げるには、水は欠かせなかった。それを考えれば新村建設の史料が、住民の私的な水使用から経済活動、すなわち手工業とか農耕牧畜における水の利用に至るまで、仔細漏らさず書き記していることも納得されよう。

人間や家畜が生きていくうえで、あるいはまた、主要産業を進展させるには、水が不可欠であることを疑う者はなかったにもかかわらず、水に対する人々の考え方は、具体的状況しだい

で変化する。すなわち後期中世の社会にあつてなお、水の脅威を前にしたとき、人間は無力であると理解されており、当時の男女にしてみれば、それは、日々思い悩む問題のうちでも、最大のものであった。

たとえば水は汚染に弱い。ひとたび汚れると健康や衛生を損ねる恐れがあり、それゆえ危険な存在に転化することもあった。都市においては、屋根の傾斜をつたって雨水が隣家に流れ込んだり、水漏れのせいで囲壁や住居が傷んだり、あるいは過度の湿気が充満しないように注意が払われている。

また通りに水が溜まるのを避けるため、舗装工事の担い手には、水が難なく流れるよう施行することが求められた。さらにあまり一般的ではないものの、ときには家屋群から汚水を排出する目的で、下水道が敷かれることもあった。いずれにせよコンセホは、都市条例を介して、通りが清潔に保たれ、できるだけ良好な状態でありつづけるよう、措置を講じたのである¹⁷⁾。

水の破壊力が人の心胆を寒からしめたのには、いろいろ理由があるが、なかでも人間はその前に無防備であるという感覚が大きかった。性質もさまざまな、あれこれの河川から成る流域に接していたため、ひとたび洪水が生じれば、都市の損害は甚大なものとなった。やがて人々は、抗う術の乏しいことを悟り、予防に努めるようになる。もっとも多くみられたのは、常時、川床を監視するというものであって、ビトリアなど、複数の都市条例が、そのように注意を怠ることなく川床の良好な状態を保つよう定めている。メディーナ・デル・カンポでは、この地を流れる河川が、その川床を、清潔かつ障害物のない状態に保つよう手が尽くされた¹⁸⁾。それでも洪水は、これら人間のあらゆる努力にもかかわらず、進路上の住居、公共インフラ、水車に、深刻な災いと被害をおよぼしつつ、襲来するのであった。

水不足も、ひとたび生じたなら回避すべき支障となった。それは旱魃の時期、つまりはふつう夏に発生して流水の水嵩を減らすことにより、さまざまな問題を引き起こす。動力源たる水車の問題はひとつで、このためコンセホは、自前の水車を建設するか、あるいは購入す

るかの決定を下した。目的は以下の二つであった。すなわち第一には、渇水期ですべての水需要が満たされえないため、その住民が、やむなく領域外まで粉挽きに行くという事態を防ぐことであり、また第二には、使用料を徴収することで、コンセホ自体の収益拡大をはかることにあった。

最後に想起すべき脅威は、旅する人々にとって、河川が、死を招く原因にもなったという事実である。一定の状況、とりわけ雨期で流れが急になり、浅瀬もほとんど渡れない場合、川はきわめて危険な存在に変わった。これを見越して頼みとされるのは、常に舟であり、あるいは橋である。向こう岸へ渡る手段には、橋が好まれたことはもちろんであったが、これは必ず架かっているというものではなく、また架かっていたとしても、得失両面ある施設とみられていた。なぜなら橋は、たしかに役立つことは否定できないが、しかし同時に、損失の種ともなったからである。すなわち徒歩で渡る者には使用料が課せられたし、橋を有する都市の住民は、その建設と維持の費用を免れえない。利益を得たのは都市政府だけであった。なぜなら橋から上がる余剰収益とその管理は、都市政府の成員が分かちあっていたからである。そのためコンセホは、人々の手で橋が損なわれることのないよう措置を講じるとともに、橋の建設や修繕の決定を下し、必要物資については、コンセホ自身の資金や国王からの恵与（*mercedes reales*）、あるいは住民に特別税を課することにより、これを調達したのであった。

以上のことからすれば、一般に水、とりわけ河川は、都市的中心地にとって両義的な存在であったといえよう。なぜなら都市の存続や発展を支える一方で、その健全な状態と生存を、恒常的に脅かしもしたからである¹⁹⁾。もっとも、ここまでは水の損害面ばかり取り上げてきたから、ここからは利益面に目を移そう。そうした視点に立つなら、日常的な家のなかの領域と、手工業経済の領域という、ふたつの領域が浮かび上がってくる。ただそれ以外にも、外敵をさえぎる要害となる面、あるいは後期中世において最大の破壊をもたらした火事とのたたかいで、人々の役に立った面も考慮しなければなら

ない。

まず、その都市が川岸に建設されている場合、河川は、外敵の攻撃から身を守るための、天然の要害となる。自然の手になる堀の役割を果たしたからである。それから次に、さまざまな水需要のなかでも、消火用水のそれ挙げたい。とりわけバリャドリッドのように、水流が居住区まで入り込んでいる場合に、このことが当てはまる²⁰⁾。

すなわちいづこにおいても、人は火を恐れ、火事を避けようと努める。それでも火事が起きれば、より集団的な利益に適った行動と同時に、できるかぎり安全な対策が求められた。それゆえ都市条例は常に火事の問題を取り上げ、その住民に、総出で火事場に駆けつけること、火が消えるまで、全員で消火活動に従事することを義務づけているのである。

さてこのような社会公共的な領域から、日常的な家の領域へと立ち帰るなら、水はそこで、物静かだが、どこにでも姿をあらわすことに気づかされる。すなわち水は、掃除、食器洗い、食物の洗浄および下準備といった、さまざまな営為に入り込んでくる。それゆえ都市政府は、泉、井戸、河川を水源とする公共の水を対象に、利用規制を敷いたのである。また人々の水使用に備えて、日ごろからあるていどの貯水も行われていた。しかしコンセホは、その住民のため、まずもって、質量ともに十分な水の供給に努めなければならなかった。したがって水は、広く一般の関心と呼ぶ問題であるとともに、支配者にとっては、つねに被支配者の必要を満たしてやるという、その職分の一環でもあった。

共同体とその成員の存続に水は欠かせないという認識があったことを考えるなら、コンセホが水の供給を、可能な限り最善の方法で確保すべく努めねばならなかったこともまた、容易に理解される場所である。これについては、以下三つの政策的方針が存在した。第一に、人間の消費分には、より上質な水を確保すること、第二に、都市のあらゆる住民にとって、水供給所へのアクセスを容易なものとする事、そして第三に、水の私的利用が、その公共性を損なわないよう努めることである。

このうち第一の方針にふれるなら、できるだ

け質のよい水を確保するため、以下二種類の規制が敷かれた。ひとつは先にも述べたように、住民の消費に供される水の汚染を防ぐことであり、もうひとつは、アクセスしやすいところに水の供給所を設けるということであった。ここで念頭に置いてもらいたいのは、中世末期には水質だけでなく、水調達の便宜も追及されるようになり、水の供給所を居住地に近づける努力がなされたという事実である。それゆえコンセホは、泉の建設や修繕の費用を捻出し、その経費を算段することに加えて、水道橋、カナート、用水路、水道による水路整備にも心を砕いた。その施工費はいずれも莫大であったから、コンセホは特別の財源を求め、都市住民に特別税を課すことになる。これは都市住民にのしかかる経済的圧迫を強めた。しかしそれでも不足をきたす場合、コンセホは王権に恵与を乞い、さらには近隣農村にも貢納を求めた。これらすべてが紛争の火種になりえたことは疑いない。しかし同時に、それはまた都市コンセホが領域内の農村に対して、自らの権力と優越的地位を強いる機会ともなりえたのである。

ところで泉のような水供給に関連したインフラ工事の場合、それに要する経費が高かつこうとも、支配者と被支配者はこれを受け入れていた。その理由には、都市的中心地での生活において、泉が中心的な役割を担ったこと、あるいは泉が、日々の家事をより便利に、よりよいものにしてきたこと、また同時に、都市自体にとってみても、泉は権威と権力の源泉となっていたことが挙げられる。中世末期の都市的中心地のうち、その大半が公共の泉を有するか、あるいはバリヤドリッドのように保持しようとしたのは、おそらくそのためである。なおバリヤドリッドの場合、付随する水路の整備とならんで、最初の公共の泉に着工したのは、15世紀末のことであった。

しかしながら都市のすべてが、なんらかの湧き水を利用したり、あるいはどこか近くの水場から水路をしつらえて、住宅密集地の中心部に泉を設けえたわけではない。比較的好くみられるのは、サモラのように、河川から水をとる例である²¹⁾。井戸が存在しなかったわけではないが、この場合、川から水を得たのである。河

川と井戸のいずれであれ水質は疑わしかったから、それが生活用水であれば、コンセホは、折をみて利用に制限を加えた。したがってコンセホ条例においては、健康上、望ましくない水を使用することで、住民に被害の出ることがないように、汚染につながる活動は、都市の下流で行うべしと定められている。

また私的な利害から公益を守るため、セゴビアでみられるように、都市政府が統制を敷かねばならない場合もあった²²⁾。とりわけ有力者が、私益のため、公共の水路から水を掠め取って、他の住民に損害をもたらす場合がそれにあたる。こうした事例を理解するには、住居に近い場所で水をふんだんに使用すること、とりわけ自邸内に自家用の水を有していることが、社会的上層にとって、明らかな標章であったという事実を知っておく必要がある。泉その他の水の供給所は、それと接する公共の空間や私的建築物を、高貴な場へと転化させるのだ。なお私的な建物の場合、水を引くのは、国王の恵与により可能となったが、しかしまた横領行為によっても、果たしうることであった。

さて都市において水が帯びた価値、あるいは都市的環境やコンセホ権力との関係で水が示した重要性について全体像を得るには、生産部門、より具体的にいうなら、ある種の経済活動において、水が果たした役割の大きさを考えなければならない。第一には住民のもとへ水を運ぶ必要から、ひとつの特殊な職業が発展をみた。水運搬人である²³⁾。背負う荷の大きさから、受け取ってよい労賃の額、販売用水を汲んでよい場所とそうでない場所の区別に至るまで、その業務はコンセホ条例の全面的な統制に服した。換言するなら、両手つきのおおがめやその他の容器を用いて個々の住居へ水を運ぶ作業は、それが職業的な水運搬人によるものであれ、あるいはそれぞれの家の女性たちによるものであれ、いずれしてもコンセホの統制に従わねばならなかったのである。

第二には、なめし皮工のように、水の利用が不可欠ではあるが、その作業が水質汚染の危険性をはらむため、結果的に問題をひきおこす製造部門も存在した。このため、なめし皮工の仕事場は、サモラやバリヤドリッド、あるいはそ

の他多くの都市において、居住地中心部より下流に置かれている。染色工も水流の近くを仕事場としたが、人間や家畜のための水供給所より上流には、それを置かないのが常であった。なぜならこうした仕事場の垂れ流す廃棄物は、水をひどく汚したからである。

第三に流水は、コミュニケーションやエネルギーの経路であり、それゆえ商業やある種の工業には契機となった。それはまず製鉄や製粉に結びついてしたが、同時にまた織物業とも関わりがあった。というのも羊毛を洗浄し、植物の繊維を水に浸し、あるいは縮絨するのに²⁴⁾、流水は欠かせなかったからである。また製鉄、織物、製粉という、前述した三つの製造部門においては、水力は特に重要なエネルギーであり、常に碾臼、大槌、鞴の駆動技術と結びついていた²⁵⁾。

第四に水車の場合、その所有権は、コンセホや個人もしくは教会に握られていた。コンセホがしばしば、住民へのサービス保証を目的として、こうした所有権を保持するか、あるいは保持するよう努めたことは、前述のとおりである。さらにコンセホは、裁判領域内の河川における水使用を統制し、こうした水利施設建設の許認可権も握っていただけでなく、同時にまた、使用できる水量をめぐってしばしば発生する、紛争の解決をも担っていた。

第五に挙げるのは製鉄業だが、これには14世紀以降、大型の鞴と大型の槌を動かすため、莫大なエネルギーが必要とされ、そこで水力が大きな比重を占めたという背景がある。そしてここでも、製粉業の場合とよく似た問題が生じた。製鉄と製粉のどちらの施設も、都市的中心地に近接した河川の利用を想定したもので、そこからたいいてい住民のあいだの紛争、住民とコンセホの紛争、あるいは隣接するコンセホ間の紛争に火が着いた。公共財である水への特権に守られた都市政府が、こうした問題を回避するため、紛争当事者間の合意を模索し、また同時に自らが握る製鉄所・製粉所の建設許可権、あるいは水利規制権を行使することは、めずらしくなかった。しかしそれにもかかわらず、紛争がしばしば生じるようになった。

なお、水の利用をめぐって起こるこのような

差異化は、他の産業部門にも影響を与えた。たとえば牧畜と漁労である。それは家畜に水を飲ませてよい場所、あるいは魚を獲ってもよい場所への規制につながり、ときにはコンセホ同士の合意形成という結果を生んだ。とはいえトラブルが絶えたわけではなく、場合によっては暴力沙汰にまでエスカレートした。つまり領主や有力者がこの種の空間を画定しようとして行った、杭による囲い込みや漁場設置などのせいで損害を被ったと感じている人々は、逆にそれが自らの利益になると考えているこうした支配層と、敵対することになったのである²⁶⁾。

ここで第一章を終えるにあたり、海および沿岸利用に関することがらを、付記しておかねばならない。それは都市の収入源として、あるいはまた都市が関与する経済活動の場として、これまでと同様の視点から考察さるべきである。海や沿岸が、商業発展に必要なコミュニケーション経路であると同時に、漁労という食糧供給の重要な手段であることを考えれば、なおさらであろう。

沿岸都市は、海および周囲の海岸に権利を有する²⁷⁾。海水も裁判領域の一部であり、隣接する複数コンセホ間の論議と反目の原因になったことは、山などその他の地理的要素とかわらない。海の場合、争点は航行、漁労、商業にあったというだけである。そしてコンセホは、これら三つの活動に介入して規制を設け、それに統制を加えたのであった²⁸⁾。

2. 水とコンセホ権力

以上の内容をふりかえるなら、次のように要約できよう。すなわち中世末期においては、水は、われわれが考えるより、はるか以上に、生きるうえで欠かせない要素であったと同時に、抵抗の術さえない危険であり、さらにまた貴重な富、有力者の標章とも認識されていた。つまり力のある者ほど、難なく水を自由にできたのである。水利に決定権を持つ有力者の場合は特にそうだった。

それゆえ水は、都市が、望みうる最高の条件で得ようとした不可欠の要素であると同時に、

コンセホにとっては悩みの種でもあり、かつまた支配者が、機会をとらえては介入を行うための、有益な手段ともなりえたのである。さらに水は、都市社会で暮らす男女の日常生活において、主役であり、必需品である一方、畏怖の対象にもなった。また水は資源の宝庫でもあったから、利益とともに損害ももたらした。とはいえやはり、コンセホ権力にとり、水は実に便利な道具なのであって、一般に有力者は、それを支配の拡大と強化に役立てたのだった。

社会全体で水の利用が容易な状況をつくりだすには、都市における権力者間の緊張を回避し、そこに最低限の水を確保する統制が不可欠であった。本講演が王権や貴族権力に対象を限らず、地域的な政治組織に注目した理由は、実のところ、ここにある。なぜなら水問題のほとんどを管理し、これに規制を加えようと心を砕いたのは、第一には、こうした地域権力だったからである。そこでは、あらかじめ掌中にあった権限がその基盤となるのだが、この既得権力はまた、かかる統制行為を通じて、再び強化されていくのである。

コンセホ権力を保つうえで、住民の承認が欠かせないことはすでに述べた。なかでも重要だったのが公共性の維持であり、これを立派に果たすことこそ、コンセホの職務といってよかった。水の役割も、この文脈において顕著である。すなわち直接的には、そのコンセホが、恒常的に住民を満足させるに足る、質量ともに備わった水を確保できるかどうかの問題であった。しかしまた間接的には、コンセホは、堂々と華々しく、それを果たす必要があった。当時の心性においては、そうしたふるまいが重んじられたことを、ここでつけ加えておかなければなるまい。それというのも豊かな水を確保し、地域の景観を美しく飾るうえでも役に立つ泉は、同時にまた、その保持を通じて住民の集団意識を高め、自分たちは都市共同体の一員であるという、彼らの自負心を昂揚させたからである。

それにコンセホには、自らが職務を立派に果たしていること、つまり「よき政府」としての姿を顕示する必要があったこともまた、忘れてはならない。この文脈からすれば、コンセホに

とって、潤沢な水の供給と分配を保証し、需要と利便性の高いところに泉を設けて、水運搬人の業務を遺漏なく管理するといった行為は、「よき統治者」像を植えつける好機なのである。なお最後に挙げた水運搬人の統制には、他にも重要な意味がある。たとえばそれは水運搬人がはたらき、そこで得た収入からコンセホに税を納めるといったことなのだが、こうした統制は、水運搬人の職権乱用を防ぐために必要であり、またその租税も、コンセホが都市住民の健康を守り、経済的な損失を防ごうと努めている以上、そうしたよき政府への当然の報酬として、正当化されたのであった。

しかし水は社会集団の結束を強め、権力行使の承認をとりつける手段であるというに留まらず、さらに直接コンセホ権力を後押しした。すなわち水は、使用料収入のかたちで財源となり、都市権力のおよぶ地理的範囲を押し広げ、厳密な意味での都市的中心地に暮らす者ばかりか、周辺領域やその住民まで服属せしめるための間接的手段となったのである。

この点でもっとも重要なことは水資源全般、とりわけ水力利用に対して、コンセホが行使しえた影響力であると思われる。つまりは領域内水利権にもとづいた力であるが、これは水が公共財であると考えられていたからで、またそれゆえに水利権は集団の利害、および集団の需要に服すべきであると目されていたのである。ここからコンセホは、あらゆる機会をとらえて、自らの優越的地位を強化していく。しかも状況しだいでは、致富を目的とした搾取すら可能であった。コンセホ管轄下の製粉・製鉄施設などが、そうした収入源として機能する。しかしながらもっとも一般的なパターンは、裁判領域内の特定の水利施設を対象に、その建設を許認可する権力として、これを統制するというものだった。こうしてコンセホは、公共の問題に関する決定権と執行力を広く誇示して、同時にあらゆる被支配者、および領域内の農村集落のうえに君臨していく。そして水利施設の設置や、許認可権に体现される名義的水利権をめぐる紛争に際しては、貴族と敵対することさえ辞さなかったのである。

それから以下のことも考慮すべきだろう。す

なわちコンセホは、権限強化のうえで水に助けられるかたちとなったが、これは水の利用から恒常的に、直接・間接の収入が得られたためでもある。水は使用料収入の源であり、すでに権力を握っていた人々には、思いのままにできる富をもたらした。水利関連の執行権と同様、〔使用料の徴収もまた〕こうした事態の発生する余地を残していたために、水のもつ「公共善」の性質は、一時的に停止することとなる。収入源たる産業の管轄権を得るたばかりか、コンセホはさらに進んで、住民全体の利害問題に介入する権限まで手に入れていく。こうして水は、都市的中心地の統治機関が抱える財源として、重要な役割を果たした。たとえ全体的には、またとりわけ他の使用料収入と比べて、水利権からの収益が、微々たる額にすぎなかったとしてもである。

実際コンセホは、掌中の水利権から利益を引き出したが、その方法は、こうした水利権を、農耕牧畜その他の生産業従事者へ譲り渡すというものであった。その点では特定の手工業施設に対する権利も、収益を生み出す装置になる。こうした取引の例として、菜園や耕地の灌漑用水の譲渡、家畜に水を飲ませてよい場所の画定、それからまた、特定手工業の水利用を許可することが挙げられる。しかし、皮なめし、製塩、染色、浴場に名義的な権利を有していたコンセホが、さらに進んで使用料徴収の条件を拡大することもあった。コンセホが漁労権を握っていたことも忘れてはならない。これらすべての手段を駆使することにより、コンセホは必要経費を捻出したわけであるが、同時にその権力は強化され、さらに特権を利用しようというこうした状況のおかげで、住民の集団的要求に応えるという職務もまた、あわせて果すことができたのであった。

しかしそれよりも重要なのは、コンセホが、水との関係で、具体的には橋の通行や渡し舟、あるいはインフラ工事を契機として、租税を徴収できたという事実である。渡河には困難がつきもので、多くの場合、舟や橋に頼らねばならなかったことは先に述べた。コンセホの統制権もここに生じる。しかしこの種の租税は概して、額こそ前述した諸収入よりずっと大きかっ

たが、必ずしも実入りのいいものではない。それでもコンセホは舟や橋に関心を示した。なぜなら上にも述べたとおり、舟や橋には、また別の利得が伴ったからである。その最たるものは、人々の思い描く権力像であった。これは租税を課し、徴収し、あるいは支払わせる力から抽出されたイメージにほかならない。というのも租税は、当時の社会でとくに必要とされたものを対象として、課せられたからである。そうした必要とは、たとえば移動の容易さや行路の安全であって、具体的には河川を舟や橋で渡る際、人身を脅かす深刻な危険（この時代、溺死はめずらしくなかったことを忘れてはならない）や、財貨におよぶ大変な危険（川を渡りそこねた場合、自分の命は助かっても、積荷や家畜を失う可能性は常にあった）に遭わないですむよう配慮することであった。それゆえ舟や橋はコンセホ権力を伸長させ、これに永続的権標を付与したのである。

ここで水に関連して想起すべきは、コンセホには、さまざまなインフラを整備する必要があったことである。この文脈においても、水はコンセホ権力に利した。すなわちインフラ工事は、それが新築、修繕のいずれであれ、通常、莫大な経費を要する。そしてこの経費は、一般には租税の徴収で賄われる。つまり水道管、泉、橋、棧橋などの建設には、資本を投じる必要があった。それは桁外れに巨額で、なみの財力ではとうてい負担しえないものであったから、コンセホとしても特別税に訴える以外になかった。要するにインフラ整備は、住民の忠実な奉仕があってはじめて実現したのである。もちろんその際、都市に権利を持つ貴顕、すなわち国王や貴族の許可を取りつけなければならなかった。しかしそうした厄介事さえ乗り越えたなら、コンセホには、このような事業を介して住民全体の利害問題を処断し、執行して、おのが権力を広く誇示し、また複数の工事を進めるに足る資金を調達することも、可能になったのである。その施設はもっぱら地域社会の傑出した成員にのみ、利得をもたらすものであったが、しかし広い意味では、都市共同体全体に恩恵をおよぼすものであった。ここには、またしても水が資金調達を可能にし、地域的権力による統制と、

その構成者たる社会的支配層の権限強化を促すのがみられる。

最後に、水に備わる潜在的な価値をして、これを権力の道具に転化させる方法は、他にも存在したことを明らかにしておきたい。実のところ水は、以下三種類の地理的領域に対する統制を通して、コンセホ裁判権を強化することになったからである。すなわち第一は都市的中心地それ自体、第二は周辺の裁判領域であり、第三は隣接地のうち、都市が将来自らの統治力、つまりは権力の傘下に収めたいと考えている領域である。

コンセホはまず、囲壁内の、本来の都市空間における水の利用規制から手を着けた。その際こうした地域政府は、住民の、生活必需品へのアクセスを保証する義務に支えられ、あるいはまた支配者としての地位に立脚しながら、水利用に関わるあらゆる問題のうち、供給に影響することがらについて方策を講じ、決定を下した。都市条例研究の成果が示すとおり、コンセホは、このようなかたちで権力基盤を拡大し、支配権を誇示しつつ、自らの決定力と執行力を広範な人々に知らしめてゆく。

そこで利益を得るのはもっぱら有力者ばかりであったとはいえ、コンセホには、水利権と関連特権にもとづいて、住民全体に恩恵を与える傾向があったことも事実である。コンセホが決定を下したり、規範を設けることができるのも、そもそもはこうした原則のゆえだった。だからこそコンセホの決定や規範は、日々の生活、つまりは手工業や農耕牧畜など水を使用する生産活動を統制し、裁判領域（都市的中心および周辺領域）の住民すべてに対して、義務を課すことができたのである。

しかしながらコンセホの関心は、実のところ、どちらかといえば、都市的中心地とその近郊に向けられていた。なぜならこうした中心地の方が、より直接的に、コンセホ権力下にあったからである。同じ裁判権に服しながらも、都市住民は周辺住民より重んじられるというのが、通例だった。つまりコンセホは、領域内の農村住民より、地域共同体のなかで首座を占める都市住民の便宜を優先したのであった。その結果、これら中心域の住民は、現実にはコンセホが課

す規制を受け入れる以外にないとしても、そしてときに、それが不都合かつ煩わしいものであったとしても、自分たちは優遇されているのだと感じる。たしかにコンセホは地域的な統治機構ではあったが、正確には都市的中心地の庇護者としてふるまうことにより、その権力を補強していたといえる。すなわちコンセホは中心地住民を保護し、彼らが水利を享受できるように手配して、それがまたコンセホ権力を支えることになったのであった。

さらにいえばコンセホ自身が、領域内でも特権的な空間、すなわち法的、政治的、経済的優位の明らかな中心地を体現しており、本質的には、法を定め、規範を設けるその権能に立脚しながら、そこから周辺領域に支配を拡大し、権力を打ち立てて、これを行使したのだった。史料として、農村コンセホとその住民に義務を課す都市条例が伝来しているが、ここに示されているのは、あたかも領主権力のように君臨する都市コンセホと、その決定に従属する農村集落の姿である。他の方法ではなしえない都市政府の組織的強化にも、こうした状況下で道が開かれたのだった。

裁判領域の水利に関連した史料であれば、どんな文書であれ、そこに当時のこうした実態を見出すことができる。灌漑、家畜の水飲み場、およびそうした場所への往復路、水車を回し、製鉄するための水利決定権、さまざまな手工業活動、内陸ならびに沿岸部での漁労など全体的な問題に決定を下すのは、共同体を司るコンセホであった²⁹⁾。そこになんらかの付随的利益が伴う場合、実は農村集落の側も、こうした統制を受け入れている。その第一は都市コンセホによる庇護である。しかしそれだけではない。庇護という意味では、都市コンセホが配下共同体すべての需要を満たそうとして、紛争にならないよう公平な分配に努めることにより、結果的に、これら農村集落にも、潤沢な水の供給が保証されるという利点も、けっして小さくはなかった。

それゆえ水には、厳密な意味での都市的中心地、および裁判領域に対して、都市の権力行使をうながす作用があったと考えることもできよう。しかし水がコンセホ権力の道具として発揮

する機能は、それだけではなかった。実際コンセホは、水利権をいわば梃子として、さらに外部の空間へと支配権を拡大していくのである。

しかしそうなると、少なくとも二つの点で、新たに問題が浮かび上がる。まずコンセホは、近隣の領主や都市とのあいだでは合意を図り、それからまた自らの共同体内部に対しては、使用料の徴収権と法的権能の拡大を目指した。カセレスやトルヒーリョには³⁰⁾、魚を獲ったり、家畜を水飲み場に連れて行くこと、またときには水力利用に言及したその種の文書が伝来しており、そのなかには、別の都市と条例や協定を結ぶ例もみられる。なおこのような合意のおかげで、水資源の統制も容易になったし、あるいは誰がどのような条件で水を利用できるかについて、規制を設けることもできたのである。

そしてコンセホは、このような条件のもと、裁判領域外の土地や住民からも使用料を徴収し、ゆくゆくは自らの支配下に組み入れるべく、さらなる直接介入の手を伸ばしていく。いまだコンセホの裁判権がおよんでいない村落、あるいはコンセホと結びつきを持たない住民の側から、経済その他の面で、コンセホに提携の申し出が行われる場合、これが当てはまる。そうしたことはコンセホが、こうした住民のインフラ整備を求める声に応じようとして、力づくで経済介入を行うときにもしばしば生じた。典型は橋の建設である。明示的な例として、15世紀末のマドリッドを挙げよう。架橋予定地は同都市から比較的近い場所であったが、このときマドリッドのコンセホは、裁判領域外の住民にも資金援助を求めようとして、橋ができれば、それはこうした領域外の地域にも利益をもたらすのだからと、これら住民に言い含めたのであった。

なお橋に関してはこれ以外にも、名義的な権利について語っておかねばなるまい。橋の研究から知られるところでは、こうした権利は権標であり、さらにまた権力行使の道具でもあった。政治と経済の両面において、それがどれほど重要であったかを伝える事例が、ナヘラに遺されている。都市ナヘラはナヘリージャ川に橋を有し、そこから特権的な利益を引き出していた。それというのも、この橋が交通の要衝だったか

らで、それゆえ15世紀末には、隣接地域の住民も、これとは別に橋を設けようと目論むことになった。当然それはナヘラの特権と衝突し、激しい論議を引き起こすのであるが、新橋建設に反対するナヘラのコンセホは、そこで以下二つの理由を掲げるに至る。注目すべきは自らの特権に関する言い分で、それは、第一にはナヘラの橋の近くにそれ以外の交通手段を設けてはならない、第二にそれはなぜかといえば、ナヘラこそが使用料を取り立て、通行税を規制できるからというものであった。

これまで考察してきたその動向からすれば、コンセホの目的は権力そのものではなく、それがおよぶ地理的範囲を押し広げ、その内容を深化させることにあったといえる。そこで機会をとらえては、こうした認識を人々に押しつけ、理念に説得力を与え、主張を認めさせて、コンセホにはその権利があるのだと思わせようとしたのだ。しかしまた別の一面があったことも指摘しておかなければならない。すなわち、私欲に駆られた領主貴族が、都市と周辺領域の水利権を独占しようとして、住民の利益を脅かす場合、コンセホは、その被支配者を守ろうとしたのである。

実際、都市政府は、いわば手段や梃子として役立つ限り、水資源を使って自らの権力を喧伝し、住民支配を強化する一方、ひとたび自らの権威さえ揺り動かしかねない勢力が侵害行為におよぶや、住民利益の守り手としてふるまうことにより、コンセホの力を思い知らせるのだった。その好例がサンタンデルである。ここではサンティジャーナ侯が同都市と紛争を起こした。すなわちサンティジャーナ侯が、サンタンデルの中心部に近接する港サン・マルティン・デ・ラ・アレーナを占拠しようとしたため、都市と衝突するに至り、ここから長きにわたる裁判が始まるのだが、その際サンタンデルのコンセホは、住民の権利と利益の守り手として姿をあらわしたのであった³¹⁾。

さて結論にあたり、私の考えをまとめるならそれは以下のとおりである。第一にコンセホの手中にあった水は、それが権力につながる豊かな潜在能力を持っていたがゆえに、コンセホ権力を強化し、あるいはその財源を増幅させた。

第二に指導的な地位にある人々には、住民の公益充足に心を砕く、よき統治者としてふるまわしめた。第三にコンセホは水により、その活動の幅を拡げることができた。さらに第四にコンセホは、水を介することで、全体の利益を推進する存在となり、紛争を回避し、生活必需品のしかるべき分配を支える、庇護者としての姿を人々の前に示すことができた。また第五には、為政者たちのあいだに集会的威信の念を育み、それが既存の権力に利することとなった。なぜならこれらすべてのことがらは、共同体の利益であると認められていたからである。

注

1. M^a I. del Val Valdivieso, *Isabel la Católica. Princesa*, Valladolid, 1974.
2. M^a I. del Val Valdivieso, “Resistencia al dominio señorial durante los últimos años del reinado de Enrique IV”, *Hispania*, 34, 1974, pp.53-104; “Los bandos nobiliarios durante el reinado de Enrique IV”, *Hispania*, 130, 1975; “Un motivo de descontento popular: El problema monetario en Castilla durante el reinado de Enrique IV”, *Historia, Instituciones, Documentos*, Sevilla, 1982.
3. M^a I. del Val Valdivieso, “Oligarquía versus común (Consecuencias sociopolíticas del triunfo del regimiento en las ciudades castellanas)”, *Medievalismo*, n^o 4, 1994, pp. 41-58.
4. M^a I. del Val Valdivieso, “Urban growth and royal interventionism in late medieval Castile”, *Urban History*, 24, 2 (Cambridge University Press, 1997), pp. 129-140.
5. M^a I. del Val Valdivieso, “Transformaciones sociales y luchas urbanas por el poder en el área del obispado de Burgos a fines de la Edad Media”, *Edad Media. Revista de Historia*, 3, 2000, pp. 115-152.
6. M^a I. del Val Valdivieso, “La conflictividad social en la Castilla del siglo XV”, *Acta historica et archaeologica medievalia*, 26, 2005, pp. 1033-1049.
7. M^a I. del Val Valdivieso, *Agua y poder en la Castilla bajomedieval*, Junta de Castilla y León, 2004.
8. M^a I. del Val Valdivieso, *El agua en las ciudades castellanas durante la Edad Media. Fuentes para su estudio*, Universidad de Valladolid, 1998.
9. M^a I. del Val Valdivieso, *Usos sociales del agua en las ciudades hispánicas de la Edad Media*, Universidad de Valladolid, 2002.
10. M^a I. del Val Valdivieso, *Vivir del agua en las ciudades medievales*, Universidad de Valladolid, 2006.
11. M^a I. del Val Valdivieso, “L’aqua nella Spagna del secolo XV”, *Rassegna* (Milano), XVI, 57, 1994, pp. 49-53.
12. M^a I. del Val Valdivieso, “L’approvisionnement en eau dans les villes castillanes au bas Moyen Age”, *Le Moyen Âge. Revue d’histoire et de philologie* (Université de Liège), n^o 1, 1998, T. CIV, pp. 73-90.
13. M^a I. del Val Valdivieso, “¿Por qué estudiar hoy el problema del agua en la Edad Media?” en la obra colectiva: *Os reinos Ibéricos na Idade Media*, publicada por la Universidad de Porto (Portugal), 2003, pp. 1083-1089.
14. [訳者注] その呼称は「会合」や「法廷」を意味するラテン語、「コンキリウム《concilium》」に由来。地域住民の全体もしくは一部から成る、共同体一般を指す。歴史的起源は9～10世紀の村落共同体。そこでは教区教会の中庭で、住民の相互選出した代表が定期的集まって、村の境界など、共同体全体の問題を討議したという。中世初期のこうした集会を大コンセホと呼ぶが、12世紀以降の都市の発展は、都市と農村の双方で、共同体内部における権力の集中を推し進め、こうした集会を少数支配の道具に変貌させる。かくして形成される小コンセホ、もしくは都市コンセホは、行政と裁判の両権を独占する事実上の自治政府であった。なお本講演の対象となる中世末期カスティーリャにおいては、以下に登場するコレヒドール制のように、さらなる寡頭化が進行していた。

- 15.〔訳者注〕 14世紀前半、国王アルフォンソ11世（在位1312～50年）が、都市に王権を浸透させる目的で敷いた制度。その眼目はコンセホもしくは都市の上級役職を、国王任命による、終身制のレヒドールが占めることにあった。ただしその対象は、当該都市に既存の寡頭支配層に限られていたから、レヒドール制には、王権の浸透を促すと同時に、これら有力者の支配を追認する側面があったことも看過してはならない。
- 16.〔訳者注〕 中世後期、とりわけ15世紀末のカトリック両王期（カスティーリャ女王イサベル、在位1474～1504年、およびアラゴン王フェルナンド、在位1479～1516年）に隆盛をみた役職。国王から任命されてコンセホの首位を占め、都市において王権の利益を代弁した。行政と裁判を司り、公序良俗の維持にも努めるが、その最大の役割は王権の代理人たることであって、都市財政への干渉も、それが王国財源の大半を占めたがゆえである。なおコレヒドール自身の収入は、その規制・査察活動に対し、コンセホから支払われる報酬が賄われた。
17. 都市的中心地（el núcleo urbano）に関しては以下の文献が挙げられる。Ernesto GARCÍA FERNÁNDEZ, *Gobernar la ciudad en la Edad Media. Oligarquías y élites urbanas en el País Vasco*, Diputación Foral de Álava, 2004; Ernesto GARCÍA FERNÁNDEZ (Ed.), *Bilbao, Vitoria y San Sebastián: espacios para mercaderes, clérigos y gobernantes en el medioevo y la modernidad*, Universidad del País Vasco, 2005.
18. Ramón DÍAZ DE DURANA, *Vitoria a fines de la Edad Media, 1428-1476*, Vitoria 1984. Antonio SÁNCHEZ DEL BARRIO, *Estructura urbana de Medina del Campo*, Valladolid, Junta de Castilla y León, 1991.
19. M^a Isabel del VAL VALDIVIESO (Coord.), *Usos sociales del agua en las ciudades hispánicas de la Edad Media*, Universidad de Valladolid, 2003.
20. Adeline Ruquoi, *Valladolid en la Edad Media*, 2 vols., Valladolid, Junta de Castilla y León, 1987.
21. Manuel Fernando LADERO QUESADA, *La ciudad de Zamora en la época de los Reyes Católicos. Economía y gobierno*, Zamora, 1991.
22. セゴビアに関しては、以下の研究文献を参照。María ASENJO GONZÁLEZ, *Segovia. La ciudad y su tierra a fines de la Edad Media*, Segovia, 1986.
- 23.〔訳者注〕 コンセホが設けた役職で、男性がこれを務めた。カスティーリャのあらゆる都市にみられ、積荷単位で水を売り歩いたとされる。
- 24.〔訳者注〕 織りあがった毛織物を水に漬けて叩く、毛織物生産の一工程。それを通じて生地がフェルト化し、高級化するため、毛織物生産には欠かせない作業であった。
25. I. GONZÁLEZ TASCÓN, *Fábricas hidráulicas españolas*, Madrid, Ministerio de Obras Públicas y Urbanismo, 1987.
26. これについてはレオン北部の事例がある。Pablo GARCÍA CAÑÓN, *Concejos y señores. Historia de una lucha en la montaña occidental leonesa a fines de la Edad Media*, Universidad de León, 2006, pp. 224-231.
27. Beatriz AR ZAGA BOLUMBURU y Jess ngel SOL RZANO TELECHEA (Eds.), *Ciudades y villas portuarias del Atl ntico en la Edad Media*, Logro o, IER, 2005.
28. Soledad TENA GARCÍA, *La sociedad urbana en la Guipúzcoa costera medieval. San Sebastián, Rentería y Fuenterrabía (1200-1500)*, San Sebastián, 1997.
29. カスティーリャ内陸部については、クエジャルの例を参照。Emilio OLMOS HERGUEDAS, *La Comunidad de Villa y Tierra de Cuéllar a fines de la Edad Media. Poder político concejil, ordenanzas municipales y regulación de la actividad económica*, Universidad de Valladolid, 1998.
30. M^a de los Ángeles SÁNCHEZ RUBIO, *El concejo de Trujillo y su alfoz en el tránsito de la Edad Media a la Moderna*, Universidad de Extremadura, 1993. M^a Dolores GARCÍA OLIVA, *Documentación histórica del archivo municipal de Cáceres (1475-1504)*,

Diputación de Cáceres, 1988. M^a de los
Ángeles SÁNCHEZ RUBIO, *Documentación
medieval. Archivo municipal de Trujillo
(1256-1516)*, 3 vols., Cáceres, 1992-1995.

31. Jesús Ángel SOLÓRZANO TELECHEA y
Lorena FERNÁNDEZ GONZÁLEZ, *Conflictos
jurisdiccionales entre la villa de Santander y el
marquesado de Santillana. Siglo XV*, Santander,
Fundación Marcelino Botín, 1996.

The Cities and the Water in the Late Medieval Castile: Las ciudades y el agua en la Castilla bajomedieval

Maria Isabel del Val VALDIVIDSO
(translated by Shima OHARA and Motoki MURAKAMI)

In Castile of the Late Middle Ages, towns played an outstanding role. Not only did they contribute to the development of royal authority, but also they ruled local societies as the protectors of common welfare. And there water took an important part. Although it could be a serious danger, causing flood or pollution, it was also indispensable for daily consumption, and for hydraulic facilities. This is why it was necessary for water to be controlled publicly and it reinforced the town council (*concejo*) in a political power, and obliged it to be a good government.

Keywords : Late Middle Ages, Town, Water, Common Welfare(*bien común*),
Town Council (*concejo*)